

同意書

自動車の表示

車名	型式	車台番号	排気量
			CC kW

未成年者

住所

氏名

私（親権者）は、上記未成年者が当該自動車を標識交付申請することに同意します。

令和 年 月 日

親権者

住所

氏名

未成年者の原動機付自転車等の登録について

民法によって未成年者が（自動車の売買等）を行うには、親権者や未成年後見人の同意が必要と定められているため、同意書の提出が必要になってきます。

民法

（成年）

第4条 年齢18歳をもって、成年とする。

（未成年者の法律行為）

第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

登録上の手続

1. 自動車販売業者より購入し登録する場合

原動機付自転車等を売買するにあたり、親権者又は未成年後見人の同意書がない場合は売買できないため、自動車販売業者が親権者の同意を既に確認し販売しているので、同意書の提出は求めない。

2. 廃車手続をした車両を、未成年者が登録する場合

親権者の同意の有無が確認できないため、親権者又は未成年後見人の同意書がない場合は、登録を受け付けない。同意書の提出が必要になる。

ただし、親権者と未成年者の印は違うものであることを確認すること。

なお、親権者が登録しに来た場合は、同意書は求めない。